駐車場賃貸借契約書

　賃貸人ふじみ野市（以下「賃貸人」という。）と賃借人　　　　　　　　　（以下「賃借人」という。）は、以下のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

（目的）

第１条　賃貸人は、賃貸人所有の上福岡６丁目駐車場（以下「本件駐車場」という。）を、賃借人所有の自動車（以下「本件自動車」という。）の駐車場として、本契約書に記載する条件で賃借人に賃貸する。

　(1) 本件駐車場の所在地　ふじみ野市上福岡六丁目１１８９番９

　　　　　　　　　　　　　駐車区画№

　(2) 本件自動車　　登録車種

　　　　　　　　　　登録番号

２　前項に規定にかかわらず、賃貸人が認めた場合には、賃借人の事業等の用に供するため、賃借人所有以外の自動車を駐車することができる。

３　賃貸人が、本件駐車場の管理上必要と認めたときは、第１項第１号に記載した駐車区画を変更することができる。

（賃料）

第２条　賃料は、１台当たり月額９，０００円とし、賃借人は、賃貸人に対して、毎月月末までに翌月分の賃料を支払うものとする。

２　契約初月が１月に満たない場合の賃料は、１台当たり１日３００円とする。

（賃貸借期間）

第３条　本契約の期間は、令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日までとする。

（禁止事項）

第４条　賃貸人は、次に掲げる行為をすることができない。

　(1) 本件駐車場を第三者に賃貸し、又は第三者に賃借権を譲渡すること。

(2) 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること。

(3) 本件駐車場に第１条第１項第２号に記載した本件自動車以外を駐車すること。

（自動車の届出）

第５条　賃借人は、第１条第１項第２号に記載した本件自動車の登録車種又は登録番号を変更する場合は、事前に賃貸人の承諾を受けなければならない。

（損害賠償）

第６条　賃借人又は賃借人の関係人の故意又は過失により駐車中の他の車両及び本駐車場の設備に損害を与えたときは、賃借人が賠償しなければならない。

（免責事項）

第７条　不可抗力、第三者の行為その他賃貸人の責めに帰すべき事由以外の事由により、賃借人の車両に生じた損害については、賃貸人は一切の責任を負わない。

（解約）

第８条　賃貸人及び賃借人は、第３条に規定する賃貸借期間の途中においても、いずれか一方から本契約の解約を申し出ることができる。ただし、１月以上前に相手方に対して書面で通知しなければならない。

２　賃借人が月の途中で契約を解除した場合には、既納の賃料は返還しない。

（契約の解除）

第９条　賃貸人は、賃借人が本契約に定める事項に違反したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

（明渡し）

第１０条　本契約が期間満了により終了し、又は前２条の規定により解約若しくは解除をした場合には、賃借人は直ちに本件駐車場を賃貸人に明け渡さなければならない。

（協議）

第１１条　賃貸人及び賃借人は、本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るよう努めるものとする。

　この契約書の成立を証するため、本書２通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、それぞれその１通を保有する。

　令和　年　　月　　日

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目１番１号

賃貸人　ふじみ野市

ふじみ野市長　高　畑　　博

住　所

賃借人

氏　名